

徳島県告示第八十号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和五年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

1 化学名 N・（四・フルオロフェニル）・N・「一・（二・フェニルエチル）ピペリジン・四・イル」フラン・二・カルボキシアミド（通称 para-Fluorofuranylfentanyl、四F・furanylfentanyl、四F・Fu・F）及びその塩類

2 化学名 N・エチル・N・メチルトリプタミン（通称 MET）及びその塩類

3 化学名 （ハR）・N、N・ジエチル・六・メチル・一・ペンタノイル・九、十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一V・LSD）及びその塩類

4 化学名 一・「一・（三・メチルフェニル）シクロヘキシル」ピロリジン（通称 三・Me・PCPY、三・methyl・PCPY、三・Me・rolicyclidine、三・methyl・rolicyclidine）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和五年三月十七日